

砥部町軽自動車税課税保留処分取扱要綱

平成25年10月11日

砥部町告示第129号

(趣旨)

第1条 この告示は、軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）について、滅失、解体及び所在不明等の理由により所有していないにもかかわらず、砥部町税条例（平成17年砥部町条例第54号）第87条第3項の規定による申告がされないため軽自動車税が課税されている場合において、軽自動車税課税保留処分（以下「課税保留処分」という。）を行い、課税の適正化を図るとともに軽自動車等の課税保留処分の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(課税保留処分の基準等)

第2条 この告示において、課税保留処分を行う場合の基準は、別表「軽自動車税課税保留処分基準表」のとおりとする。

2 町長は、軽自動車等の所有者、使用者及び利害関係者（以下「所有者等」という。）から課税保留処分の申し出があった場合は、事情を聴取し、必要に応じて、軽自動車等使用不能届出書（様式第1号）及び関係書類を提出させるものとする。

3 町長は、前項の届出があったときは調査書（様式第2号）に必要事項を記載した上、課税保留処分を決定するものとする。

4 町長は、処分が決定したものについて、課税台帳等に記載し、軽自動車税課税保留処分一覧表（様式第3号）に記載するものとする。

(課税保留処分後における課税等)

第3条 課税保留処分後において軽自動車等の所在が確認された場合の課税は、地方税法（昭和25年法律第225号）第17条の5第1項の規定による。また、課税保留処分を受けた軽自動車等について、虚偽その他不正行為による届け出が判明したときも同様とする。

第4条 その他この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

軽自動車税課税保留処分基準表

事 由	判 定	提出書類
1 災害、盗難及び詐欺により軽自動車等が所在不明なもの	事由発生の日の属する年度の4月1日を基準とする。	○軽自動車等使用不能届出書 ○罹災証明書等 ○盗難（被害）届出書
2 譲渡したにもかかわらず名義変更等の申告をせず、軽自動車等及び所有者等が所在不明なもの	4月1日所有＝課税 4月1日無＝課税保留処分	○軽自動車等使用不能届出書 ○売買契約書等 ○その他譲渡したことがわかる書類
3 用途廃止又は放置等	車検のある車両については、車検証の有効期限満了日の翌年度から課税保留処分する。（車検満了の日が4月1日の場合、当該4月1日が属する年度から、課税保留処分する。） 車検のない車両については、用途廃止の事実が確認された日の翌年度から課税保留処分する。（用途廃止事実確認日が4月1日の場合、当該4月1日が属する年度から、課税保留処分する。）	○軽自動車等使用不能届出書（職務権限により作成） ○放置の場合写真等
4 所有者等が行方不明	所有者等の住民票が職権により消除された日の翌年度から課税保留処分する。（所有者等の住民票が職権削除された日が4月1日の場合、当該4月1日が属する年度から、課税保留処分する。） 所有者等が所在不明となり3年以上公示送達している軽自動車等については、3年間公示送達となった日の翌年度から課税保留処分する。（公示送達の日が4月1日の場合、当該4月1日が属する年度から、課税保留処分する。）	○軽自動車等使用不能届出書（所有者等又は職務権限により作成）
5 所有者等が死亡、相続人未確定	相続人が将来に渡り確定する見込みがないと認められた日の翌年度から課税保留処分する。（相続人が将来に渡り確定する見込みがないと認められた日が4月1日の場合、当該4月1日が属する年度から、課税保留処分する。）	○軽自動車等使用不能届出書（所有者等又は職務権限により作成） ○相続放棄したことがわかる書類等
6 その他町長が特に認める場合	町長が認める年度から課税保留処分とする。	○軽自動車等使用不能届出書 ○その他必要と認められる書類

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

軽自動車等使用不能届出書

砥部町長 様

届出者 住 所
氏 名 印
所有者等
との関係
電話番号

下記のとおり使用不能となっておりますので届出します。

記

1 車両に関する事項等

所有者	住 所				
	氏 名				
使用者	住 所				
	氏 名				
車 両 種 別	車 種		排気量	CC	
	車体番号				
標識番号（ナンバー）		車検等の有無			

2 届出事由等

事由発生年月日	年 月 日
届出の事由 (右の該当事由を ○で囲む)	(1) 災害、盗難及び詐欺により当該軽自動車等が所在不明なもの (2) 譲渡したにもかかわらず名義変更等の申告をせず、当該軽自動車等及び所有者等が所在不明なもの (3) 用途廃止又は放置等 (4) 納税義務者が行方不明 (5) 納税義務者が死亡、相続人未確定 (6) その他町長が特に認める場合
関係書類	
備 考	

様式第 2 号(第 2 条関係)

調 査 書

決 裁 欄							
課 長		課 長 補 佐		係 長		係	

調査年月日	年 月 日			調 査 員	印		
登 録 年月日			登録 番号			車体 番号	
所 有 者	住 所						
	氏 名						
使 用 者	住 所						
	氏 名						
所有者の所在等	判明・不明・死亡			使用者の所在等	判明・不明・死亡		
軽自動車等の所在	判明 ・ 不明						
事由発生年月日	年 月 日						
判 定 資 料							
調 査 内 容 (経緯・車両の状況、抹消登録できない理由等)							
調 査 員 の 意 見							
備 考							

様式第3号（第2条関係）

軽自動車税課税保留処分一覽表

[illegible]